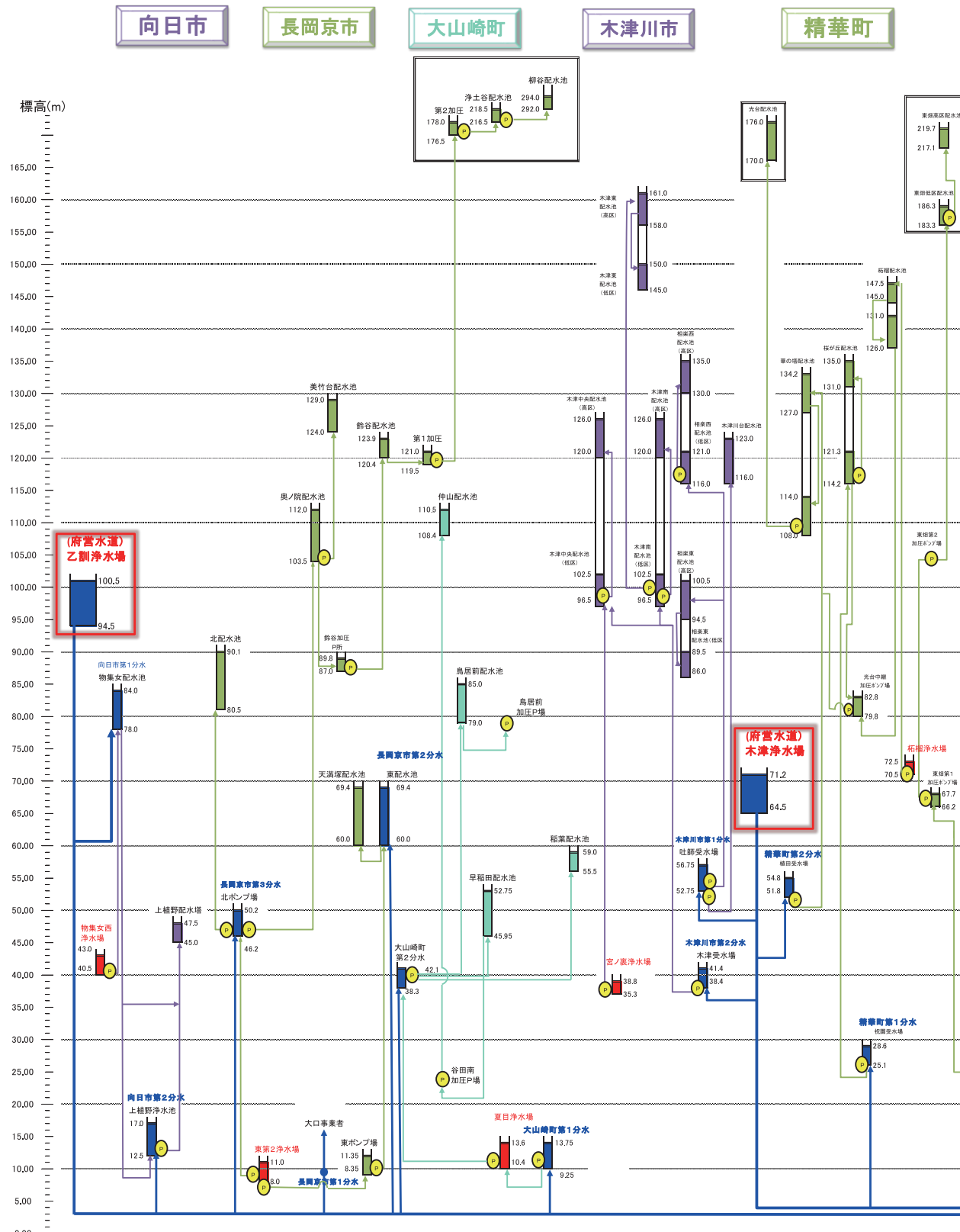
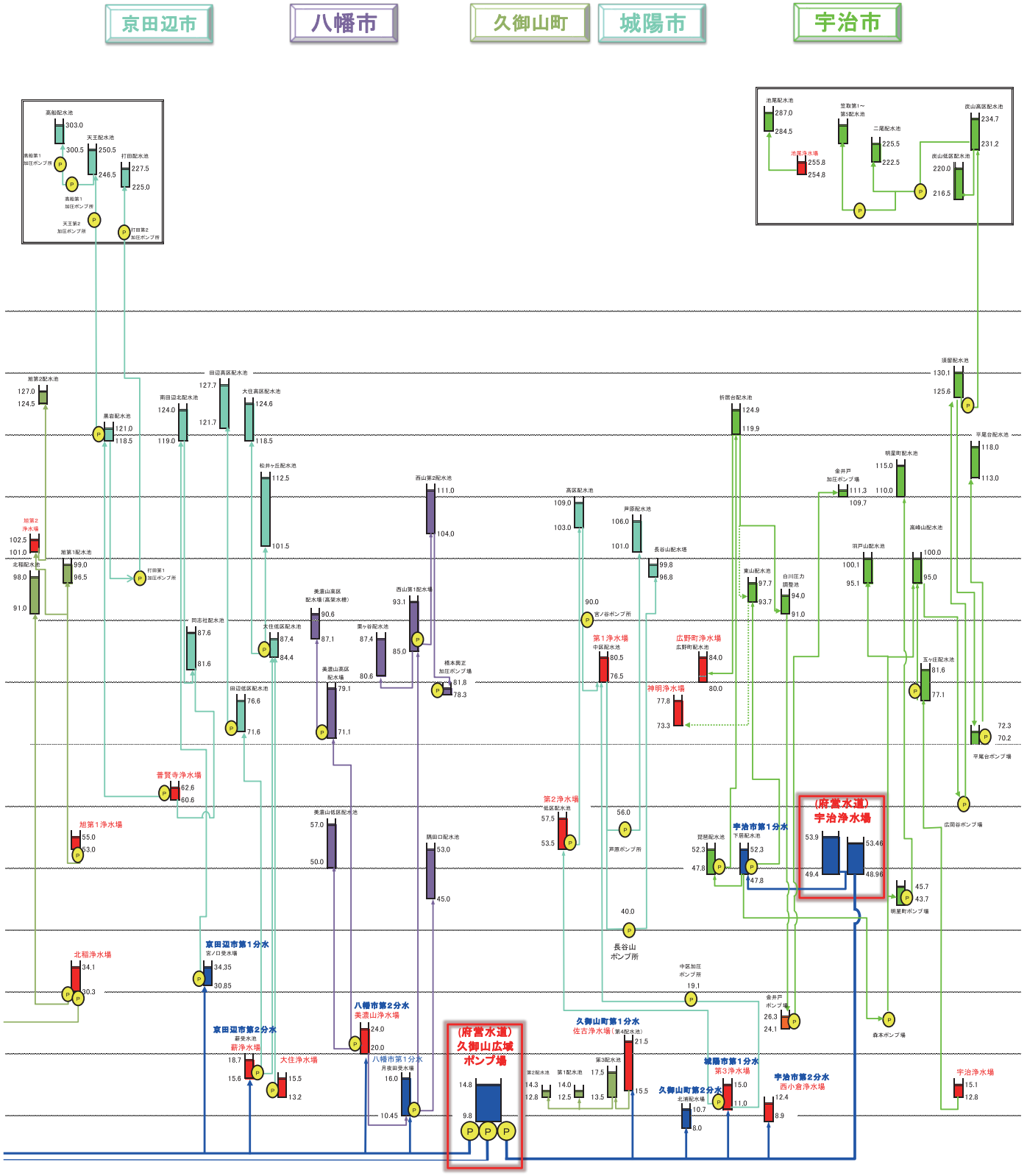


府営水道施設と受水市町施設の水位高低図

資料編

1 京都府水道用水供給事業の概要





府営水道料金の概要と推移

府営水道料金の概要

<p>料金制度</p>	<p>二部料金制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設負担料金 … 既に投資した水源開発や施設整備等に係る経費（固定費）を負担する料金 ・ 使用料金 … 薬品費や動力費をはじめ、固定費に属さないその他の費用（変動費）を負担する料金
<p>料金算定</p>	<p>建設負担料金</p> $\text{建設負担料金単価} = \frac{\text{料金算定期間の固定費}^{\ast 1} \text{総額}}{\text{料金算定期間内の建設負担水量総合計}}$ <p> ※1 固定費 人件費、減価償却費（ダム建設負担等に係る減価償却費を含む）、企業債支払利息、ダム管理費（ダムの維持管理に要する負担金）、資産維持費 </p> <p>➤ 各市町が負担する建設負担料金</p> $\text{建設負担料金} = \text{建設負担料金単価} \times \text{建設負担水量}$
<p>料金算定</p>	<p>使用料金</p> $\text{使用料金単価} = \frac{\text{料金算定期間の変動費}^{\ast 2} \text{総額}}{\text{料金算定期間内の全受水市町への供給水量総合計}}$ <p> ※2 変動費 修繕費、動力費（機械装置等の運転に必要な電力料等）、薬品費、その他経費（保守点検・運転管理委託料等） </p> <p>◆ 各市町が負担する使用料金</p> $\text{使用料金} = \text{使用料金単価} \times \text{実供給水量}$

府営水道料金の推移

(単価：円/m³・税込み)

期 間	宇治系 [宇治市、城陽市、 八幡市、久御山町]			木津系 [京田辺市、木津川市 (旧木津町)、精華町]			乙訓系 [向日市、長岡京市、 大山崎町]					
	基本	従量	超過	基本	従量	超過	基本	従量	超過			
S39.12.28 ~S50.12.31	—	14.14	—	—	—	—	—	—	—			
S51.1.1 ~S52.9.30	—	21.21	—	—	—	—	—	—	—			
S52.10.1 ~S54.3.31	—	32	—	52	22	200	—	—	—			
S54.4.1 ~S59.3.31	—	43	—	72			—	—	—			
S59.4.1 ~H4.9.30	—	49	—	76	31	232	—	—	—			
H4.10.1 ※1 ~H5.3.31	32	11	96	76	31	232	—	—	—			
H5.4.1 ~H9.3.31	35			77			256	—	—	—		
H9.4.1 ※1 ~H11.3.31	37	17	135	79	32	356	—	—	—			
H11.4.1 ~H12.9.30	43			19			86	39	100 暫定89	—	—	—
H12.10.1 ~H16.3.31										42	402	
H16.4.1 ~H20.3.31										92	36	251
H20.4.1 ~H23.3.31	87	36	199									
H23.4.1 ~H26.3.31	43	19	147	75	36	218	77	36	255			
H26.4.1 ※2 ~H27.3.31	41	18	140	71	34	208	73	34	243			

木津系・乙訓系 料金統一 (単価：円/m³・税抜き)

期 間	宇治系			木津・乙訓系		
	建設負担 料金	使用 料金	超過 料金	建設負担料金	使用料金	超過料金
H27.4.1 ※1 ~H28.3.31	41	18	140	66	20	219
H28.4.1 ~R2.3.31	44	20	164			
R2.4.1 ※1 ~R3.3.31	44	28	202	57	28	202
R3.4.1 ※1 ~R4.3.31	50					

全水系 料金統一 (単価：円/m³・税抜き)

期 間	全水系		
	建設負担料金	使用料金	超過料金
R4.4.1 ~R7.3.31	55	28	202

経営審議会答申 ※3
(料金制度等に関する事項)

S58.7 第1次提言
[料金格差の是正
料金算定方式の統一]

H4.1 第2次提言
[料金体系の統一]

H11.11 第4次提言
[水源費負担のあり方検討]

H22.11 第7次提言
[料金格差の是正
基本水量のあり方]

H26.11 第1次答申
[木津・乙訓系の料金統一
建設負担水量の調整検討]

R元.12 第2次答申
[全浄水場系で料金統一
建設負担水量の調整検討]

※1：経過措置
 ※2：H26.4.1以降、税抜き表示に変更
 ※3：次ページに詳細を記載

府営水道事業経営懇談会提言及び京都府営水道事業経営審議会の答申
(料金制度、料金体系に関する部分の抜粋)

■ 第1次提言 (昭和58年7月)

「京都府営水道事業の経営のあり方及び施設整備の方向性についての提言」

< 2 府営水道事業の役割と課題 (2) 課題 ウ 水道料金の算定方法 p 8 >

(略) 同一事業者が提供する同質のサービスの料金が地域によって異なるのは好ましくないと考えられる。したがって、両府営水道の接続が完了し、給水開始の年次を目途として料金算定方式を統一するなど、料金制度を根本的に見直し、両府営水道を調和のとれたものとするのが望まれる。

■ 第2次提言 (平成4年1月)

「京都府営水道事業の経営のあり方及び施設整備の方向性についての提言」

< 4 府営水道の課題 (5) 料金格差の是正 p 14 >

(略) 木津・宇治接続に伴う2部料金制への料金体系の統一をはじめとして、今後は、水源費に係る公費負担の導入を図るなかで、段階的に是正する必要がある。

< 5 早急に取り組みを強化すべき事項 (5) 料金格差是正に向けてのプログラム作成 p 17 >

料金格差是正は、料金体系の統一から具体的一歩を踏み出すことになるが、乙訓浄水場系の供用開始を考慮に入れつつ、(略) 今後段階的に是正するための取り得る施策の検討を行うとともに、格差是正に向けての具体的プログラムを作成すること。

■ 第4次提言 (平成11年11月)

「京都府営水道事業の経営のあり方及び施設整備の方向性についての提言」

< 3 長期的な展望に立った府営水道事業のあり方 (2) 長期的な展望に立った府営水道事業の課題 p 11 >

(略) 府営水道の浄水場間の料金格差については、(略) あまり大きな料金格差があることは望ましくなく、少なくとも水源費については、その適正な負担のあり方を検討していく必要があると考える。

■ 第7次提言 (平成22年11月)

「3 浄水場接続後の供給料金のあり方について」

< Ⅲ これからの府営水道のあり方について 1 取り組むべき課題 (1) 府営水道における受益と負担について ① 水源費について p 26 >

(略) 格差が是正され、将来的に料金が平準化されることは、(略) 3 浄水場が一体となってより広域的かつ効率的な運営を進めていくためにも望ましいことであると考え。

料金の平準化の問題については、(略) 3 浄水場系が一体となった運営を進めることが中長期的な観点から全ての浄水場系にとって有利であり、望ましいという共通の認識をもった上で段階的に進めることが現実的であると考え。

<②基本水量のあり方について p 27>

基本水量のあり方については、受水市町の自己水と府営水の配分割合などの点も含めて、その実態を精査するとともに、既投資部分の受益者負担という基本的な考え方は維持しつつも、(略)今後、慎重に検討することが必要と思われる。

■ 第1次答申(平成26年11月)

「平成27年度以降の府営水道供給料金のあり方について」

<5 料金の試算に当たって(1)基本的な考え方 ①広域水運用システムを踏まえた受益と負担 p 8>

(略)3浄水場接続により、現有施設をもとに全ての府営水道施設が一体となり、各施設が支え合いながら、3浄水場系間交互に府営水道が融通されるようになったことから、それを支える3浄水場の運営に係る経費を、受益を受ける受水市町全体で負担していくべきものであると考える。

(略)今後の水需要の減少や、更新負担の増大といった極めて厳しい状況の中で、府営水道が広域的で効率的な運営を行っていくためには、全ての費用を合算算定し、3浄水場系全体で支え合う料金体系とすることが望ましい。

<7 建設負担料金の試算 (6)次期料金における建設負担料金の負担のあり方 ①木津系・乙訓系の総コストの合算算定の導入 p 17>

(略)木津系、乙訓系については、建設負担料金単価の差がなく、合算算定ができる状況となった。(略)料金水準の安定化を図る観点からも、木津系、乙訓系については、次期料金から総コストの合算算定を導入、料金を統一していくことが望ましい。

<9 建設負担水量の融通 p 21>

(略)暫定的な水量の融通であれば、料金単価が同一である受水市町間では他の受水市町の負担のバランスに影響を与えないため可能である。(略)受水市町における水需要の増加を前提に、受水市町の自己努力では府営水道の活用に限界のある、建設負担水量が当該受水市町の日最大給水量を上回る範囲内で、建設負担水量の融通を認めることが望ましい。

■ 第2次答申(令和元年12月)

「持続可能な府営水道事業のあり方について」

<2 令和2(2020)年度以降の府営水道の供給料金について (2)建設負担料金 イ建設負担料金の考え方 p 9>

(略)建設負担料金の試算結果のとおり、宇治系と木津・乙訓系との料金単価の差が相当程度縮小していることから、これまでに示された課題解決の方向性に基づき、次期料金から全ての浄水場系を合算算定して料金統一することとする。3浄水場系の料金統一には、次のような意義がある。

- ✓ 3 浄水場接続によって既に施設や水源が一体化し、相互に府営水が融通されている現状に合致すること
- ✓ 全ての浄水場系の経費を受水市町全体で負担することにより負担の平準化が図られ、料金水準の安定化につながること
- ✓ 今後の厳しい事業環境の中、府営水道と受水市町が持続可能で効率的な経営を行っていくため、受水市町全体で支え合う体制であることが料金面でも明らかになること

<エ 建設負担料金の今後のあり方について p13>

(略) 今後、水需要の減少と給水原価の上昇が見込まれる中、府営水道と受水市町全体での適正な施設整備のあり方の検討が必要である。こうした取組が進み、現在の受水割合や施設規模、配置の見直しが具体化していく中で、建設負担水量の見直しも合わせて検討すべきである。

組織図

令和4年4月1日 現在

資料編
1 京都府水道用水供給事業の概要

府営水道を支える組織体制

